

## 第三者評価の受審促進策について考える

代表理事 新津ふみ子

今回は、平成26年度厚労省の補助金事業で取り組んだ調査研究を紹介します。

事業名は「福祉サービス第三者評価における受審促進に関する調査研究事業」です。受託先は、一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会です（通称「第三連」）。

当法人は、事務局として活動しました。目的は、受審促進策の一つとして受審効果を明確にすることです。第三者評価は平成17年から本格実施されていますが、一向に受審率・件数が伸びない状況で10年を迎えます（会報40号、2月20日発行で紹介しています）。唯一の変化は、平成24年度から、社会的養護関連施設においては3年に1回以上第三者評価を受審することが義務化されたことで、受審件数が伸びています。また、内閣府や厚生労働省の委員会でも第三者評価の受審促進が取り上げられる等、第三者評価に関する関心は高まっているように思います。

今回の調査から今後の課題を考えてみます（まだ提案には至りません）。調査対象は、平成25年度の全国の受審事業所3,563個所に郵送、アンケート回収率19.98%（712件）。

### 1. 受審動機

●受審動機として18の項目を定め、該当する項目にチェックをしてもらいました。上位3位は、「サービスのさらなる向上につなげたいため」「事業所全体を総チェックして現状を把握したいため」「改善のヒント（気づき）を得たいため」です。社会的養護関係施設では、「義務化や法人の方針である」の比率が他のサービス種別と比較し高くなっています。義務化の影響を受けていると思われます。

●受審動機を受審回数から分析してみました。3回

以上の事業所は、2回以下の事業所と比較して、相対的に受審動機のポイントが高い結果です。受審経験を積むほど、有効な活用方法について事業所側が習熟していくと思われます。

●東京都の事業所とそれ以外の事業所と比較してみました。「利用者の意向（本音）を把握したいため」「職員の意向（本音）を把握したいため」の項目について、東京都の事業所は大きく上まわっていました。この背景は、東京都では利用者調査の実施を義務としていて、その結果を評価の根拠として位置づけていること、また職員自己評価についても、職員が個々に評価して評価機関に直接送付する方式としているので、経営層が職員の意向を把握し、確認するツールとして活用していることがあげられます。

すなわち、受審動機に影響する要素として、受審は義務化か否か、受審回数、都道府県推進組織における評価プロセスの標準化があるいえます。

### 2. 受審の効果

●受審による効果として23項目を定め、該当する項目にチェックをしてもらいました。上位3位は、「サービスの質の向上」「マニュアルの作成・見直し」「利用者意向の把握の充実」です。社会的養護関係施設においては、「利用者の権利の尊重」「利用者への説明責任の充実」「理念・基本方針の確立・周知」「運営の透明性の確保」において、他のサービス種別と比較し顕著に高くなっています。社会的養護関係施設における第三者評価の受審の義務化のねらいとして「利用者の権利の尊重」があげられており、受審の成果が出ているといえます。

●受審効果を受審回数から分析してみました。3回以上の事業所のほうが、受審前から改善に取り組んでいることがわかりました。受審のたびに改善点を理解し、着実に取り組んでいるからだと思われます。

### 41号の ガイド

1~2P:「第三者評価の受審促進策について考える」

3~4P:東日本大震災・現地リポート in 釜石(第12弾)

5~7P:【内部研修会報告】「社会から排除された人々の実態とそれへの支援」

7~8P:第三者評価についての情報／新入会員紹介／お知らせ

◆『厚生福祉』(第6147号)の巻頭言「出生数の減少」を執筆者の齋藤芳雄さんからご提供いただきましたので会報に同封します。  
(編)



すなわち、第三者評価を効果的に活用するためには、継続受審が必要だといえるのではないか。そこで継続受審の仕方が課題になります。たとえば、同じ評価機関を活用しているのか否か、評価機関が継続受審への対応として工夫していることはあるか、などの分析が必要です。この分析結果を活かし、継続受審の必要性・価値を伝えていくことが評価機関の役割になると思います。継続受審の価値は当法人での評価経験からも感じています。初回受審に際し、職員対象に第三者評価の目的や評価のプロセス、評価基準の説明をしても、初めての経験であり理解には至らないと感じことがあります。回数を重ねると理解は深まり、活用が上手になります。そして、組織運営とサービスの質の改善に取り組む際の“気づきツール”として位置づけていくように思います。また、定点観測として、2~3年ごとに第三者評価を活用している事業所（都内外ともに）では、サービスの質の向上を課題としてPDCAマネジメントサイクルを意識し活動はしているが、やはり自己流・自己満足になりがちなので、外部の目を入れて総点検をする、と語っています。

### 3. 全国都道府県推進組織に対する調査から

47都道府県に郵送、アンケート回収率72.3%（34件）。

制度上の取り組み状況を見たときに、独自に制度化している東京都を除くと、都道府県推進組織では、1人か2人の担当者が兼務で取り組んでいる状況が大勢でした。

●このような現状を反映していると思われますが、「推進組織・機構を国が一本化すべきか」の問いに「大いにそう思う」35%、「ややそう思う」26%でした。

●「大いにそう思う・ややそう思う」と回答した設問で、特に肯定率が高かった設問は「評価機関・評価調査者の質の向上」92%、「評価結果をフォローする仕組みをつくるべきか」82%、「受審費用を国が補助すべきか」76%、「受審した後の改善結果を公表すべきか」71%、などです。

今回の調査結果から、受審促進に向けた評価機関・評価調査者の能力の向上と標準化に向けた取り

組みの必要性を十分に感じつつ、受審促進には制度上の仕組みも含めて、根底から見直す必要があることを示唆していると思いました。

### 4. 受審事業所の活用事例集について

今回の調査研究で、アンケート調査の回答から改善に取り組んだ内容を記載してきた事業所のうち14事業所を選択し、ヒアリング調査をしました。活用事例集として別冊にしました。このヒアリング調査から、評価機関の関与や評価機関・評価調査者に対する期待として寄せられた内容を紹介します。複数の事業所から寄せられました。

それは、改善に向けた取り組みを進める際の参考として他事業所の取り組みの紹介、助言・ヒントを期待する声です。全国的には受審件数は伸びていませんが、一方で評価機関・評価調査者の経験が醸成されてきている現状もあります。今回の調査研究では、全国3箇所で、「福祉サービス第三者評価者連絡会・全国研修会」を実施しました。昨年と同様の研修会をましたが、比較してみると、評価機関としての工夫、先駆的な取組みが多く語られていました。このように成熟度を活かしていく取組みが求められていると思いました。

平成27年度も、第三者評価に関する調査研究事業に応募します。内容は次回の会報でお知らせします。

第三連の活動を活性化させなければなりません。重たい仕事ではありますが、挑戦を決めたのですからやり抜く覚悟です。当法人はこの活動の要になります。皆さんのご協力をこれまで以上にお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いします。

### 追伸

会報40号と41号で掲載した内部研修は、社会から排除された人たちの実態を紹介しています。この会報を手にする人たちは、福祉分野で仕事・活動をしている人たちが多いと思いますが、社会から排除された人たちへの支援やかかわりをしている人は、必ずしも多くはないと思います。私もそうですが、少しはあるとすれば第三者評価を通じ、社会的養護施設の子どもたちとの出会いの経験です。子どもたちの成長、将来に關心を強めたいと思います。

今回の独り言は“長渕剛”ではなく、『路上のうた-ホームレス川柳』（著：大濠藤太・沢野健草／発行：ビックイッシュ）からです。

『春来れど 卒業できぬ この世界』

『桜散る 脱ホームレス 碎け散る』

# 東日本大震災・現地リポート in 釜石（第12弾）

(特養)あいぜんの里  
施設長 古川明良さん

前回は、戦後日本の歩みに被災地現状を重ねながら、今日の日本のある様に自分の心のうちにある思いを一旦吐き出させていただく、かなり暴走気味の感情むき出しのリポートをしてしまいました。

私的な話で恐縮ですが平成27年度は節目の年で、人生あつという間に「前期高齢者」の仲間入りする歳を迎えることとなり、かつ、震災から1,460日（丸4年）も時が通り過ぎ、「日本の縮図」と言われる被災地釜石だからこそ気づくことがあります。

私なりに気づいた見え隠れする国の政の諸制度施策のあり様を「言いたい、伝えたい」出来事のリポートととらえていただければ幸いです。

そのなかでもさらに伝えたい出来事が、私の生まれ郷である鵜住居町の小中学校復興整備に関する進み方にありますので、もう少し詳しく2回連載でリポートしてみたいと思います。

東日本大震災発生直後からマスコミを通じて全世界に情報発信された、皆さんご存じの「釜石の奇跡」とよばれた「鵜住居小学校と釜石東中学校」の学校建設がなぜこんなにも遅れているのか。その理由を、元教育次長として現職当時の自らのかかわりも含めて知り得る可能な限り事実に基づき検証し、記録に残す必要性を考えさせられる2つの出来事があるからです。

1つは、いまでも災害仮設住宅に住み続け、毎日1時間以上もかけ、4年間も「スクールバス」で「学校」に通い続ける児童生徒がいる、という事実で

す。

そして、復興した新校舎にいつになつたら通えるのか、いまだ確実な目処を行政から示されていない現実があるからです。

ちなみに、行政計画としての整備計画（当初計画は平成27年度開校）はあります。なお、通い続ける子どもたちの心情を思うとき、4年前と現在では学校に通う児童生徒が年を重ねるに従い一緒に通った仲間が減っていく、という何とも過酷な現実があります。

いまなお通う児童生徒が耐え難い精神的苦痛にいるのではと考え、震災時の立場を思うと自責の念を強く感じてしまいます。

もう1つは、地方紙の市町村議会報道記事で、平成27年3月釜石市議会定例会一般質問のなかで総務企画部長が「震災以降、鵜住居の人口は4割減少した」との答弁がありました。この記事は、私にとって大変重い事実として「やっぱりな…」との思いで受け止めました。

この2つの事実に4年の歳月を経て向き合う空虚感は、行政という世界に36年と1か月間も身を置いていたからこそ感じる「性」のようなものではないかと思っています。

私自身、行政の仕事は「最少の費用で最大の効果を上げる」を常にまちづくりと財政の在り方の命題として、「様々な事業を起こし、実施、その後を見続ける」、これを肝に銘じ行政マンとして誇りをもって生きてきた身としては、たいへん複雑な思いでこの現実に日々向き合っています。

東日本大震災発災の翌日の夜から数週間にわたり、教育長室を仮宿に当時の河東眞澄教育長と2人（途中からさらに2名参加）で暮らすこととなりました（4人とも被災当事者）。その晩は、蝋燭の明かりでほぼ一睡もせずに様々なことを語り合いました。

そのなかで、被災した学校3校（鵜住居小学校、唐丹小学校、釜石東中学校）の学校再開と学校施設復旧に向け、どのような手順・考えで進めるべきか、教育長の卓越した知識・経験に基づき被災学校地域の先々もしっかりと見据え、正に先見の明をもって学校再開への考え方方が示されたことは、いまでも鮮明に



（旧鵜住居村中心市街地の「川原遺跡」や山を削り造成中の鵜住居小中学校用地）



(鵜住居小・中学校の仮設校舎全景。手前はグラウンド、緑フェンスの奥が校舎、2階建てに見えているのが小中学校共用の体育館)

思い出されます。

ちなみに教育長は、発災と同時にあらゆる手段を駆使して児童生徒の安否確認は無論のこと、その先にある子どもたちの「心のケア」をフォローする態勢を構築するため、関係筋を通じ速やかに業務指示を出していました。

教育長の被災学校の復旧に向けた考え方には、唐丹小学校については唐丹中学校が地震で傷んでいましたが、体育館を活用すれば小学校と一緒に仮設校舎ができるまでは何とか使えると判断していました。

一方、鵜住居小学校と釜石東中学校を取り巻く地域環境を少し詳細すれば、このエリアは昭和30年5月の旧村合併前に2つの村（栗橋村と鵜住居村）があり、震災直前には児童生徒数の減少により学校統廃合を進めており、このエリア全体は少し時間をかけて地域と話し合いを進め、エリア内1校の幼小中一貫校構想は教育長との事務協議レベルでは既に話題にしていました。

市は震災直後、旧鵜住居村地区内に林業系で既に廃業した誘致企業が所有する1万坪の土地を震災で亡くなられた方々の「仮安置所」に借り受けっていました。ちなみに、この場所は旧栗橋村の隣接地に位置しています。

そこで私は、地元出身の強みと人脈を活用してその用地の隣接地主の人間関係など、さらなる用地確保が可能かどうか調査しましたが、後日談で平地1万坪の土地があれば仮設校舎で授業しながら幼小中一貫校の本設校舎建設も可能、との建設関係者の話がありました。

ところが、この用地が仮安置所であったことで、一部の地元関係者から子どもの教育場所として如何なものか、との批判を受けました。しかし、私からすれば教育的見地から考えても、震災を将来に向けて語り継ぐには学校に一番相応しい場所であるといまでも考えています。

多分、教育長も同じ考え方であったと思いますが、この場所はこの震災で津波が到達していない場所だったので、将来的に旧栗橋村と旧鵜住居村にある学校を統合させる協議をPTAや地域住民に説明する場合にも、将来、不安など生じさせない最適地と考えていました。

思うに、河東教育長の頭には旧村の住民に違和感がない距離感の「適地はどこか」との構想は震災直後から明確にあったと思います。つまり、学校は地域の支えで成り立つもの、との教育者として確たる子どもたちへの教育観があったから、と勝手に私は憶測しています。

これらの考え方を踏まえ、鵜住居小中学校の復旧に向けて、まずは行政内部での意思統一をはかるための作業に取りかかりました。それにはまず、誘致企業担当者に土地を保有する企業にかけ合っていただき、取得条件が借用か購入かなど、どのような条件を提示されても速やかに契約できるように内々打診をしていただきました。

当時、私が様々な協議等を進めながら感じていた用地取得に関する感想は、歴史的に未曾有の大震災・大災害であったことや、用地保有企業が誘致企業であり当時は既に廃業していたなどの関係から、土地譲渡に向けて比較的スムーズに話が進んだと記憶しています。

しかし、『希望学』の玄田有史教授（東大社会科学院）に「釜石は日本の縮図」と言わしめた思いがどこにあったのかは推断できませんが、世の中には悲惨な環境におかれると様々な人間模様がうごめき、普通に考えればあるべき方向は明確なはずだと思いますが、そのようには向かわず、思わぬ展開へと導くことがあるものだ、と知るのは退職して間もない「6月釜石市議会定例会」での出来事でありました。

次回のリポートは、私の生まれ郷である鵜住居小中学校の復旧整備の経緯・経過にのみ焦点を当て、震災直後から日記風に書き込んだ「業務メモ」も活用して時系列的に整理しながら、改めて4年間という時間軸のなかにある思いや重みを含め、いまに至るまでの状況を私にできる範囲内で検証する機会にしてみたいと思います。

## ◆講演概要◆

### 内部研修会

# 社会から排除された人々の実態と それへの支援

講師：社会福祉士 大山 典宏さん

私が児童相談所の一時保護所で働いていたときに、ある少年と出会ったお話を少しさせていただければと思います。彼は「行き場がない子」ということで、17歳10か月で警察から児童相談所のほうに身柄つき通告ということで連絡が来て、そのまま入所になった子どもです。彼自身はホームレスで、同じような境遇をもつ男の子と2人で万引きをして、その盗んだものでご飯を食べて生活をするというような生活を続けていました。

あるとき、万引きの場面をスーパーの人に押さえられてしまって、相棒の男の子が警察に連れていかれました。そこで彼は困って警察にSOSを求めたところ、児童福祉法は18歳までなので、彼は18歳になってないということで児童相談所に来ました。ただ、もう17歳10か月ということになると、児童養護施設などの子どもを対象とした施設にはもう入れないのです。ですから、住み込みの就職先を見つけるしかないのですが、それでもなかなか決まらず、彼は徐々に荒れていきました。私が担当していたものですから、相談室に彼を呼んで話を聞きました。そこで彼は、こんな話をしてくれました。

彼は、住み込み、日雇いの派遣労働をしているときに、ある派遣会社の奥さんから「すべてはあなたの自己責任だよ」と言われました。彼自身は父子家庭で、父親から暴力を受けて、家を飛び出してホームレスになっていたのですが、そうやって親とけんかして飛び出したのも、ホームレスになったのも、そしていまのこういう日雇い派遣のような条件の悪い仕事しかないのも、あなたの責任だよ、と言われたのです。この社長さんの奥さんも、きっと彼に発破をかけるつもりでおっしゃったのではないかと思います。ただ、彼自身はこの言葉を聞いて何も言い返せなかった。そう、私に語りました。

この後、彼は続けて、「でも、いまのこの状況はどうしろっていうんだ」と言いました。「もうお金もない。助けてくれる親も大人もいない。住むところも自由にはならない。着るものも一時保護所で借りた服を着ている。こんな状態でいまから何とかしろと言ったって、どうにもならない。これって全部、俺が悪いのかな」と言うわけです。私は、それ

に対してうまく答えられませんでした。

ただ、実は解決策は私の頭のなかにあったのです。それが今日ここでお話しする生活保護制度です。皆さん、生活保護制度って聞いたことがあると思いますが、実は法律上は、17歳10か月の子どもでも1人でアパートを借りて生活をするときに、生活保護制度を利用すればお金は出ます。これは法律上認められています。ただ、実際に17歳で一人暮らしをしてアパートを借りて生活保護を受けている子どもがいるかというと、いないわけではないですが、ごくごく例外的です。そういうのを私もよく知っていたので、制度上はできるけども、現実にはできない。だから、彼にそのことを言いませんでした。結果として彼はその後、児童福祉司が説得して、父親のところに帰ることになって、私との関係はそこで終わってしまいました。

しばらくして、やっぱり気になっていたので、担当者に彼の状況について聞いていたところ、結局は戻った家もすぐにまた飛び出してしまって、またホームレスになって、また万引きを繰り返して警察に捕まり、今度は18歳を超えていたので鑑別所に送られました、

という報告を風のうわさで聞きました。それがいまでもずっと心に残っています。

社会全体に貧困が広がり、生活保護世帯の増加が史上最高値を更新し続けるなか（図）で、最後のセーフティネットである生活保護制度に注目が集まっています。その語られ方は、大きく2つに分かれます。

「税金で運営される制度である以上、保護費の用途は適正に管理運営されなければならず、受給者にある程度の制限がかかるのはやむを得ない」と、不正受給や怠惰な利用者、法の隙間をぬって社会の常識からは「いかがなものか」と思われるような利用をするケースを問題視するもの。私はこうした考えを「適正化モデル」と呼んでいます。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



## ● 厚生労働省の使命

厚生労働省は、**国民一人ひとり**が、家庭、職場、地域等において、持てる力を發揮し、ともに支えながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

## ● 財務省の使命

**納税者としての国民の視点**に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

## 両立・統合する視点を提示していく

一方、受給者の人権保護を重視し、「国はもっと責任をもって困窮者の生活を保障すべきである」とする主張する人々もたくさんいます。これを「人権モデル」と言っています。

適正化モデルでは、貧困の原因は個人にあるとします。不必要的給付や不正受給、利用者の怠惰などを問題視し、解決ができない者には管理監督が必要であり、一定程度の権利制限や尊厳の剥奪はやむを得ないとする立場です。一方で、人権モデルでは、貧困の原因は社会構造にあるとします。問題とするのは、公的支援を必要とする人が救済の網から漏れることや、行政職員が困窮者に差別的な対応することなどです。現状の困窮者支援は不十分とし、施策の充実を求めていました。近年の生活保護、あるいは貧困対策をめぐる現状は、この構造を理解することでおおむね説明ができます。

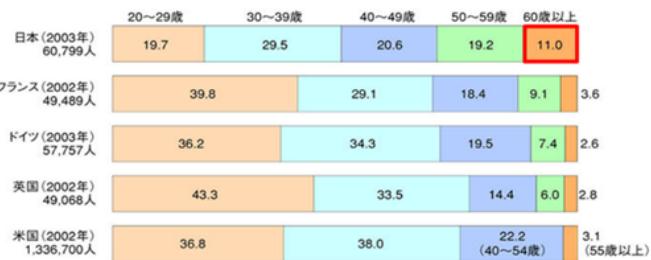
ただ、私はどちらのモデルが正しいのかといった二項対立では、問題の解決は難しいと考えています。

霞ヶ関にある中央省庁も、それぞれの立場で仕事をしています。図は、財務省と厚生労働省の使命・役割を示したもので、これを見ると、財務省は納税者としての国民の視点で仕事をしている。つまり、適正化モデルですね。一方で、国民一人ひとりの目線で仕事をしているのが厚生労働省。人権モデルです。どちらが正しいではなく、どちらの立場でも納得できるような、両立・統合する視点を提示していくことが必要だと考えています。私はこれを「統合モデル」と言っています。

では、統合モデルとはどのようなものでしょうか。具体例をあげて説明しましょう。

1つ目のエピソードは、万引きがやめられず生活保護になった高齢者の例です。彼女は3人の子どもを育てますが、夫が亡くなり、経済的に困窮します。糖尿病でインスリン注射を打っていましたが、医療費が払えなくなり中断。食事も満足にとれなくなり、それでも息子たちには食事をつくってやりた

## 5か国における成人受刑者の年齢別構成比



出所：法務省『犯罪白書（平成16年度版）』

いと考えます。近所のスーパーで、ソーセージやお肉など、晩ご飯のおかずになるようなものを一品、二品と盗むようになりました。何度も捕まりましたが、やめられず、家族にも見捨てられ、刑務所に入ることになりました。そんな彼女を支えたのが、地域定着生活支援センターです。センターの支援で生活保護を利用することになり、いまは落ち着いた生活を送っています。

日本は諸外国に比べ、高齢犯罪者の割合が多いことが知られています（図）。多くは、自転車盗や万引きなどの比較的軽い罪を繰り返し、身寄りがないため刑務所に入らざるを得なかったケースです。一度刑務所に入れば家族や地域とのつながりがなくなり、繰り返し罪を犯さざるを得なくなります。生活保護制度は、こうしたお年寄りが地域で暮らしていくために、なくてはならない制度なのです。

もう1つ、薬物依存者の事例を御紹介しましょう。彼は中学1年生時の転校をきっかけにいじめにあい、不登校になります。夏休み明けに登校すると、いじめのターゲットが変わっていたため、自分の身を守るためにいじめグループに入り、「いじめる側」にまわります。不良グループの校友のなかで、シンナー、覚せい剤を使うようになります。やがて親の財布からお金を抜くようになります。友だちの家に遊びに行き、その親の財布からお金を抜いたこともあるそうです。

友だちは皆去っていき、気がつくと覚せい剤を通じた人間関係しかつくれなくなってしまっていました。警察に逮捕され、一度はやめようと思うものの、解放されれば「元の木阿弥」。やがてどうにもならなくなり、生活保護を受けて精神病院に入院します。そこで薬物依存からの回復を目指す「ダルク」を紹介され、その支援で薬物と縁を切ることができました。ここでも、生活保護が大きな役割を果たしているのです。

一人ひとりの回復の過程を見していくと、単に経済

的な支援だけでなく、支援者が家族や友人との関係回復（愛・友愛）、生活保護の利用や医療ケアなどの権利の保障（法的権利）、居場所や仲間（連帯）といった多元的な承認の機会、すなわち「認められる経験」を提供していることがわかります。その基盤となるのは、当事者を高齢犯罪者や薬物依存者といったレッテルを貼るのではなく、1人の人間として向き合い、その存在を尊重する姿勢です。ドイツの学者、アクセル・ホネットはその著書のなかで、こうした承認の機会の提供を続けることが、よりよい社会をつくる際に不可欠である、といっています。こうした取り組みの価値をていねいに伝えていくことが、いま、必要なではないでしょうか。

本日は、「社会から排除された人々の実態とそれへの支援」をテーマとして、お話をさせていただきました。ご静聴いただき、どうもありがとうございました。

## 内部研修会報告

報告：鳥海房枝

前回（2014/12/8）の内部研修会は講師に岸恵子氏をお迎えして『「罪を犯した障がい者・高齢者」の支援』についての学習でした。私自身はそれに関連させて今回の講義内容を聞きました。印象深かったのは、前回同様に費用対効果の視点から必要な支援を見るということです。

講師の「大山氏」は、わが国の生活保護政策が「適正化モデル」と「人権モデル」をシーソーのように議論する経過をたどっていることについて例をあげて説明されました。その議論はマスコミで取り上げられる“現象”、たとえば不正受給と貧困についての報道等も影響しています。どちらかに偏りやすい議論ですが、本来的には2つのモデルを両立・統合する視点が極めて重要であり、そのとき、費用対効果は「適正化モデル」に対する説明手法になります。

高齢者が生活保護受給対象者になりやすい半面で、働く年代にあるがゆえに生保受給者になりにくい親、そして働く場の非正規化雇用が増えるなかで、おきぎりにされる子どもがいます。貧困への打開策として、速やかに生活保護受給を開始し、ひとまず暮らしを安定させ、受給を長期化させないように教育・就労・住宅支援をあわせて行うことが不可欠になる、との講師の言葉に深く納得させられました。特に、生活保護受給開始だけでなく、それにあわせて行われる支援の重要性については、前回の研修会の講師の「岸氏」の言葉と重なりました。

## 論 説

2015年5月2日

### 社福法人の透明化

「内部留保ため込み」批判をはじめ、社会福祉法人に対する風当たりが厳しさを増している。政府は4月、内部留保を活用した地域貢献活動や運営の透明化を義務付けることを柱とする社会福祉法改正案を閣議決定した。今国会での成立を目指している。

高齢化の進展に伴い、毎年のサービス内容を公正中立のサービス内容を、公正中立

1兆円規模で増大する社会保険の第三者機関が専門・客観的情解決体制などの見直しに取

障費の抑制が課題となる中、見地から評価し公表する仕組みなどが評価を

多額の公金が投入されている。本県では県社会福祉協議会などが評価を担っている。

社福法人への圧力は今後も強まることが予想される。本県では2005～12年

が生まれたのは大きい」と語

る。地域交流活動など公益的

・事業所が評価を受けた。東北トップ、全国でも上位だ。

奥州市の社福法人「胆沢やまゆり会」が運営する胆沢高齢者総合福祉施設ぬもりの終戦後の引き揚げ者、戦災孤

家（福田あつ子施設長）は、児童失業者の激増といった困

11年度に評価を受けた。結果難に際し、行政の対応も不十分

を踏まえ職員の研修計画や苦

分な中、民間事業者でありな

な取り組みが評価を得たこと

もあり、その額だけで一律も自信につながったという。

には論じられないとした。

社福法人制度が創設された。だが、15年度介護報酬改定

では内部留保問題がクローズアップされ、マイナス改定となつた。社会保障費をめぐる

攻防が激化する中、法人側の情報開示、公益的活動の推進

などがシビアに問われる時代と言えよう。今後、第三者評

価を受けることを義務付ける動きも強まるのみならず。

人口減と少子高齢化で「地方消滅」までが取りざな

れる中、社福法人が第三者の視点も生かして運営の透明化

を進め、行政も企業もカバーし切れない地域での役割を開拓していくことは、地方創生にもつながるはずだ。

## 「外部の目」積極活用を

↑(『岩手日報』2015年5月2日)

会員の坂口さんからの情報です。『岩手日報』に第三者評価が取り上げられました。坂口さんが所属する第三者評価機関は「岩手県社会福祉協議会」です。岩手県の第一人者として頑張っています。

## 仲間入りをさせていただきました！

合同会社CO-PRO代表 田中 稔

## 冬晴れの朝

駅前の小さなロータリーの先に少し広い公園が見える。

平成26年12月初旬、久しぶりに朝の通勤時間帯に自宅のある埼玉県から都内へ向かう電車に乗り、この駅の改札口で先輩の評価者の皆さまと待ち合わせ。少々の緊張。

そこから10分ほど歩いて目的地の保育園へ。自転車に子

(8 ページに続く)

(7 ページから続く)

どもを乗せて園に向かう親たちの姿は同じだが、そこは高齢者施設との複合施設で、埼玉県内で見てきた保育園とは外見の雰囲気からして随分と違うものだなあ……。

こうして初めての訪問調査が始まりました。

### 社会福祉士、コンサルタント、元社協マン

このたび、評価者の仲間入りをさせていただきました。

日本社会事業大学の学部卒ですが、平成25年4月に同大学専門職大学院に入学し、客員教授であった新津ふみ子先生にお会いしたことが、この仕事と出会ったきっかけです。好きなことはバイク、ジョギング、料理づくり、etc.

埼玉県社会福祉協議会に28年余り勤めて平成24年12月に退職し、翌年2月に起業。自分1人だけの合同会社で福祉職場の職員育成の仕組みづくり、社協や民生委員の活動支援(研修講師など)等を行っています。社会福祉士です。

社協時代には、総務をはじめ市町村社協支援、福祉施設の種別協議会、福祉従事者等の研修や就職斡旋、組織経営の改革担当などに携わってきました。

### スキルを上げるために

さて、東京都の評価者養成講習では「評価の視点」の重要性を繰り返し指摘されました。しかし、これまでの何回かの事前分析、利用者面接、訪問調査、合議を通じて、その難しさを何度も痛感しています。同時に、思いをもって現場で働く皆さまが評価者たる自分をどう見ているか、そのことも自分が職員だった時代に照らして強く意識させられます。

少しでも現場に貢献できるよう、自己学習や研修参加はもとより、先達の皆さまと御一緒させていただくことで自らの質の向上をはかっていきたいと考えています。

どうぞよろしくお願ひします。

## お知らせ

### 1. 法人設立15周年記念会の開催について

前号でお知らせした法人15周年記念会の詳細が以下の内容で決定しました。

◆講演：藤井賢一郎氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授）

◆シンポジウム：第三者評価受審事業者に参加してもらいます。

- ・廣江研氏（社会福祉法人こうほうえん理事長、鳥取県）
- ・財前民男氏（社会福祉法人クムレ理事長、岡山県）
- ・亀尾毅氏（社会福祉法人よいち福祉会、北海道）
- ・高田治氏（社会福祉法人横浜博萌会、神奈川県）
- ・安岡厚子氏（特定非営利活動法人サポートハウス年輪、東京都）

※第三者評価を意識しつつ、わが国のこれからについて考える機会にしたいと思います。

◆日時：2015年7月19日(日) 13時30分～17時 (13時受付開始)

◆場所：五反田ゆうぽうと会館 6階「芭蕉」

※記念会終了後に懇親会を隣室の「紅梅」で行います（17時30分～19時30分）。なお、懇親会参加費は5,800円です。

◆住所：品川区西五反田8-4-13

◆電話：03-3190-5111 (五反田駅下車 徒歩5分)

◆申し込み：申し込み締切日は6月30日です。メール、またはファックスで事務局へお願いします。その際に、お名前と記念会のみへの参加、または記念会・懇親会への参加を明記してください。

## 2. 理事会報告

2015/4/8に理事会を開催しました。出席理事・監事は7名でした。

◆審議事項：

①平成26年度上半期の事業実施状況について

②常勤職員およびパートタイム職員の給与について

③15周年記念事業について

なお、15周年記念事業については、記念講演とシンポジウムを企画すること、それぞれの演者についてなどを検討した。また、この会の周知方法と周知対象および当日の配布物についても提案があった。なお、内容の詳細は運営委員会に委ねることとして了承された。

## 《内部研修会のお知らせ》

テーマ：第三者評価の今後を考える

「福祉サービス第三者評価における

受審促進に関して」

日 時：平成27年6月12日（金）18時30分～

場 所：メイアイヘルプユー事務所

講 師：新津ふみ子（メイアイヘルプユー代表理事）

※万障お縁り合わせのうえどうぞご参加ください。研修会参加申し込み締切日は、6月7日です。メール、またはFAXでお申し込みください。

みなさまからの

社会福祉情報お待ちしています。(編)

メールアドレス: smile-npo@meiai.org

\*HPアドレス: http://meiai.org

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-31-9

シーバード五反田401

(03)3494-9033

NPO法人メイアイヘルプユー